

事業税

この税金は、県の仕事に必要な費用の一部を事業（収益活動）を行なっているみなさんに負担していただくもので、個人の事業税と法人の事業税があります。

個人の事業税

納める人

県内に事務所・事業所を設けて、事業（法定業種）を行っている個人

（注）事務所・事業所を設けないで行う事業については、その事業を行う個人の住所または居所のうち、その事業と最も関係の深い場所を事務所・事業所とみなします。

課税の対象となる事業と税率

区 分	課税の対象となる事業の種類				税 率
第一種事業(37業種)	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業	5/100
	保険業	船舶定係場業	飲食店業	商品取引業	
	金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業	
	物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業	
	不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業	
	製造業	印刷業	問屋業	案内業	
	電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業	
	土石採取業	写真業	演劇興行業		
	電気通信事業	席貸業	遊技場業		
	運送業	旅館業	公衆浴場業のうちサウナなど		
第二種事業(3業種)	畜産業	水産業	薪炭製造業		4/100
第三種事業(30業種)	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業のうち銭湯	5/100
	歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業	
	薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業	
	獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業	
	弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業	
	司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業	
	行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業	
あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業				装蹄師業	3/100

（注 1）不動産貸付業と駐車場業については、貸付件数や収入金額などにより判断します。

（注 2）第二種事業において、家族などの自家労力を主としている場合（家族や同居の親族の年間労働日数が全体の2分の1を超える場合）には、課税されません。

（注 3）上表と異なる名称で事業を行っている場合でも、事業内容の実態から判断していずれかに該当する場合には、課税対象となります。

税額の計算方法

（前年事業の総収入金額 － 必要経費（事業専従者控除を含む） － 事業主控除 － 各種の控除）× 税率＝ 税額

（注）個人の事業税には、所得税の青色申告特別控除は適用されません。

◆事業専従者控除

事業を行う人と生計を同じくする15歳以上の親族が専らその事業に従事する場合には、次の金額を必要経費として控除できます。

- 青色申告をしている場合・・・専従者に支払われた適正な給与額
- 白色申告をしている場合・・・専従者1人について次のいずれか低い方の金額
 - ・50万円（配偶者の場合は86万円）
 - ・事業専従者控除前の所得金額 ÷（事業専従者数＋1人）

◆事業主控除

年290万円（事業の期間が1年未満の場合は、月割によって計算します。

（例 事業の期間が6か月と10日の場合→7か月とし、控除額は $290 \text{ 万円} \times 7 / 12 = 1,692,000 \text{ 円}$ となります。）

◆各種の控除

- 損失の繰越控除（青色申告者に限ります。）
事業所得の損失の金額は、その損失の生じた年の翌年から3年間にわたって控除できます。
- 被災事業用資産の損失の繰越控除
震災・風水害・火災などの災害により生じた事業用資産の損失の金額は、その損失の生じた年の翌年から3年間にわたって控除できます。
- 事業用資産の譲渡損失控除と譲渡損失の繰越控除
事業に使っていた機械・工具・車両などの資産を譲渡したことにより生じた損失の金額については、その年の事業による所得の計算上控除することができます。
なお、青色申告者については、翌年以降3年間繰越控除できます。

申告と納税

◆申告

- 申告期限は3月15日（休日の場合はその翌日）です。
- 年の中途に事業をやめた場合は、やめた日から1か月以内（死亡による場合は4か月以内）に申告してください。
- 所得税の確定申告書や県・市町村民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告をする必要はありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄や県・市町村民税の申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項を必ず記入してください。

◆納税

総合県税事務所から送られる納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます。ただし、税額が1万円以下の場合は、8月に1回で納めます。また、期限後に申告書を提出した場合や所得税の修正申告書を提出した場合は、納税通知書に記載された期限までに納めます。

なお、個人の事業税の納税には、便利な「口座振替納税制度」（34ページ）がご利用できます。

税額の計算例

物品販売業を営むAさんの場合

物品販売業を営むAさん（青色申告者）は、令和5年中に1,500万円の売上げがあり、妻Bさんに150万円の給与を支払ったほか必要経費として950万円を支払いました。

$$(15,000,000 \text{ 円} - (1,500,000 \text{ 円} + 9,500,000 \text{ 円}) - 2,900,000 \text{ 円}) \times 5\% = 55,000 \text{ 円}$$

(収入金額) (事業専従者控除) (必要経費) (事業主控除)

Aさんは、年税額55,000円を、8月(28,000円)と11月(27,000円)の2回に分けて、納付することになります。

法人の事業税

納める人

- 県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人
- 人格のない社団や財団で収益事業を行っているもの

納める額

- 事業税

法人の 区 分	法人の種類	課税標準の区分		事業年度の開始時期ごとの税率		
				平成28年10月1日 ～ 令和元年9月30日	令和元年10月1日 ～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～
外形標準 課税法人	資本金の額又は出 資金の額が1億円を 超える普通法人	所得割	年400万円以下の所得	0.3/100	0.4/100	1/100
			年400万円を超え、 800万円以下の所得	0.5/100	0.7/100	
			年800万円を超える所得	0.7/100	1/100	
			3以上の都道府県に事務所・事業所 を設けている法人	0.7/100	1/100	1/100
		付加価値割(報酬給与額、純支払利子、 純支払賃借料、単年度損益の合計額)	1.2/100	1.2/100	1.2/100	
			資本割(資本金等の額)	0.5/100	0.5/100	0.5/100
外形標準 課税法人 以外の法 人	普通法人、公益法人 等	所得割	年400万円以下の所得	3.4/100	3.5/100	
			年400万円を超え、 800万円以下の所得	5.1/100	5.3/100	
			年800万円を超える所得	6.7/100	7/100	
			3以上の都道府県に事務所・事業所 を設けている法人で資本金の額又は 出資金の額が1,000万円以上の法人	6.7/100	7/100	
	特別法人(農業協同 組合、信用金庫、医 療法人等)	所得割	年400万円以下の所得	3.4/100	3.5/100	
			年400万円を超える所得	4.6/100	4.9/100	
			3以上の都道府県に事務所・事業所 を設けている法人で資本金の額又は 出資金の額が1,000万円以上の法人	4.6/100	4.9/100	
	電気・導管ガス供給業、 保険業を行う法人	収入割(収入金額の総額から補助金収 入などを控除した額)	0.9/100		1/100	
	特定ガス供給業を行 う法人 (令和4年4月1日以 降に開始する事業年 度)	収入割				
		付加価値割				
		資本割				

(注1) 事業年度が1年未満の場合は、課税標準の区分となる額を月割により算出します。

(注2) 資本金等の額は、法人税法で定める資本金等の額から無償減資額及び出資準備金の取崩額を控除し、無償増資額を加算した額となります。なお、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額(又は出資金の額)」に満たない場合には、「資本金と資本準備金の合計額(又は出資金の額)」を課税標準額とします。

ただし、電気供給業のうち発電事業、小売電気事業を行う法人は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、特定卸供給事業を行う法人は令和4年4月1日以降に終了する事業年度から次の各割の合計額となります。

法人の区分	課税標準の区分	税率
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	収入割	0.75/100
	付加価値割	0.37/100
	資本割	0.15/100
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人等	収入割	0.75/100
	所得割	1.85/100

●特別法人事業税（国税）

法人の区分		課税標準の区分	税率
外形標準課税法人		事業税の所得割額	260/100
外形標準課税法人以外の法人	普通法人、公益法人等	事業税の所得割額	37/100
	特別法人	事業税の所得割額	34.5/100
	電気供給業（小売・発電・特定卸供給事業を除く）・導管ガス供給業・保険業を行う法人	事業税の収入割額	30/100
	電気供給業（小売・発電・特定卸供給事業に限る）を行う法人	事業税の収入割額	40/100
	特定ガス供給業を行う法人（令和4年4月1日以降に開始する事業年度）	事業税の収入割額	62.5/100

（注1）特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

申告と納税

申告・納税などは法人の県民税・特別法人事業税とあわせて行います。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限（休日の場合はその翌日）
1 中間申告 （事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人（特別法人を除く））	(1) 予定申告	前事業年度の税額÷前事業年度の月数×6	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	仮決算の課税標準額×税率	
2 確定申告		決算により確定した課税標準額×税率－中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内

（注1）秋田県以外にも事務所・事業所を有する法人については、課税標準額をそれぞれの都道府県内の事務所・事業所数や従業員数などによって按分して計算します。

（注2）収入金額を課税の基礎とする法人と外形標準課税法人は、上記要件に関係なく中間申告が必要です。

（注3）会計監査人の監査を受けなければならないため決算が確定しない場合などには、主たる事務所・事業所所在地の都道府県の承認を受け、申告期限を延長することができます。

市町村への交付

県に納められた法人事業税額の100分の7.7に相当する額は市町村に交付されます。